

第29号議案

平成27年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 開 催 日 数	198日
(2) 年間勝舟投票券発売金	80,340,000千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	405,758千円
(4) 年間場間場外受託発売金	11,889,759千円
(5) 主要な建設改良事業	
大型映像装置更新事業	850,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 競艇事業収益	85,241,400千円
第1項 営業収益	85,183,591千円
第2項 営業外収益	57,809千円
支 出	
第1款 競艇事業費用	84,536,800千円
第1項 営業費用	82,598,432千円
第2項 営業外費用	1,918,368千円
第3項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額485,700千円は過年度分損益勘定留保資金485,700千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,236,400千円
第1項 繰入金	1,236,400千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,722,100千円

第1項 建設改良費	1,023,830千円
第2項 投資	688,270千円
第3項 予備費	10,000千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費及び投資間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 917,048千円
- (2) 交際費 1,000千円

(重要な資産の取得)

第7条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
投票機器	T8自動発売払戻投票機器 (清算機能付)	9台
	キャッシュレス投票端末機	15台

平成27年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉